

# 老健施設のリスクマネジメント

## 認知症利用者が窓からの転落により死亡

～支援の基本から対策を考えよう～

2019.5.28 Vol.1

発行者：MS&ADインターリスク総研

### ■ 事案の概要 ■ (出典：全老健会員施設提供の事例をMS&ADインターリスク総研にて一部修正)

A県B市の介護老人保健施設で、帰宅願望の強かった認知症のあるショートステイ利用者Xが2階食堂窓から外に出ようとして地面に転落。救急搬送されたが、出血性ショックにより翌日死亡した。遺族は事業者に約2,400万円の損害賠償などを求める裁判をA県地裁に起こした。

訴状によると、利用者XはショートステイでYの開設する老人保健施設の認知症専門棟（以下Y施設）に入所していたが、Y施設の2階にある食堂の窓から外に出て、雨どい伝いに降りようとして地面に落下し、搬送先の病院で死亡。

当時、利用者Xは認知症専門棟の廊下をゆっくり歩行するだけで特に不穏な様子や訴えはなかった。Y施設は食堂の窓は15cm以上は開かないように金属製ストッパーを設置していたが、利用者Xはそれを21cmまで開放し、そこから外へ出た。

利用者Xの遺族はA県地裁へ、利用者Xが死亡したのはY施設が安全配慮義務を怠ったためだとして提訴。一審では、事故の予見が困難であったこと、窓のストッパーの設置など、適切な防止策を実施していたことからY施設の全面勝訴となった。

しかし、その後遺族側は控訴し、Y施設は一転敗訴。最高裁判所での判決で約2,400万円の損害賠償金等の支払いが命じられた。

### ■ 検討のポイント ■

① Y施設は、なぜ過失が認められたのか？

② 施設・職員が取りうる対策について